
[第二次東久留米市立図書館の

あり方に関する検討委員会報告]

[平成 28 年 3 月]



[第二次東久留米市立図書館の

あり方に関する検討委員会報告]

目次

第1章 図書館運営の現状と課題

1. はじめに
2. 「図書館のあり方に関する検討委員会報告」以降の成果（平成25年度～）
3. 図書館の現状と課題

第2章 図書館の将来像と新たな運営

1. 東久留米市の基本計画における図書館施策
2. 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」
3. 新しい図書館の役割
4. 図書館運営についての提案

参考資料1 「図書館のあり方検討委員会報告」（平成24年2月）の方向性の進捗状況

参考資料2 第二次東久留米市立図書館のあり方に関する検討委員会設置要綱

[第1章 図書館運営の現状と課題]

1. はじめに

東久留米市の図書館の運営については、平成22年9月に策定した「市民と共に歩む図書館をめざして－東久留米市立図書館をめざすもの－」を受け、平成24年2月に「東久留米市立図書館のあり方に関する検討委員会報告」を教育委員会がとりまとめ、これに基づき平成25年度よりサービスの拡充と運営方法の変更を行った。

現在の図書館サービスと図書館運営方法の基となっている報告の内容は以下のとおりである。

平成24年の報告の骨子

今後（平成25年度から）の取り組み

- (1) 市民ニーズに合ったサービスの向上
- (2) 資料・蔵書の充実
- (3) すべての市民に学習機会を提供
- (4) 市民の交流の場としての図書館
- (5) 図書館運営への市民参加

新たな図書館の運営

- (1) 実現の方向性
 - ・ 効率的な運営で経費を抑制しつつ新しい図書館づくりをめざす。
 - ・ 図書館の設置目的を達成するため、中央図書館・地区館のそれぞれの役割に応じた運営をする。
- (2) 中央図書館の運営
 - ・ 専門的業務を一元化した高度情報提供、行政資料の収集と近現代市史編纂支援などの役割のため、行政が自ら運営する。
 - ・ 選書、図書館システム、図書館協議会、市民協働の構築は、行政が担う。
 - ・ 地区館の運営状況を踏まえアウトソーシングを検討する。
- (3) 地区館の運営
 - ・ 市民の身近な課題解決や読書のための施設とし、地域に根ざした運営を行う。
 - ・ 身近なサービスに特化しアウトソーシングを導入する。利用者の要望に即応できる柔軟な運営が期待できる指定管理者制度を基本と考える。
 - ・ これまでの市民協働を引き継ぐ。

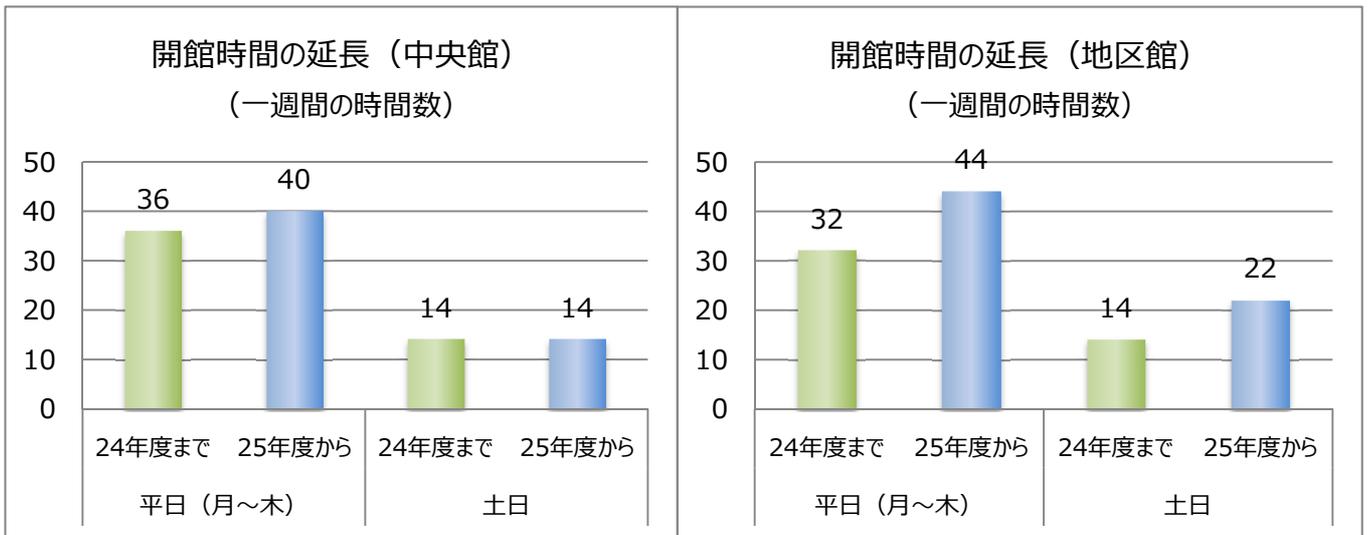
2. 「図書館のあり方に関する検討委員会報告」以降の成果（平成 25 年度～）

平成 25 年度より、中央図書館は市行政の担うべき役割を重点化し、地区館は民間活力を活用して指定管理者による運営とした。すべての図書館でサービスの拡充を行い、中央図書館は選書・高度情報提供等の専門的業務・市の歴史資料保存の役割、地区館は地域に根ざした身近な情報提供・地域市民交流の役割とし、生涯学習の推進という図書館の設置目的を効果的かつ効率的に推進した。（参考資料 1 参照）

（1）市民サービスの拡大

すべての館で、開館時間や資料提供サービスの拡充を行った

- ① 開館時間の延長
- ② 貸出可能点数の増（8 点から 31 点に）
- ③ 図書館システムの改善と自動貸出機の導入
- ④ 中央図書館の書架増設



中央図書館

長時間開館を週 2 日⇒4 日に拡大

週日 午前 10 時から午後 8 時まで

（平成 24 年度月・火は、午後 6 時まで）

土日祝 午前 10 時から午後 5 時まで

（平成 24 年度から変更なし）

地区館

時間延長と休館日削減で開館時間 150%増

週日 午前 9 時から午後 8 時まで

（平成 24 年度午前 10 時から午後 6 時まで）

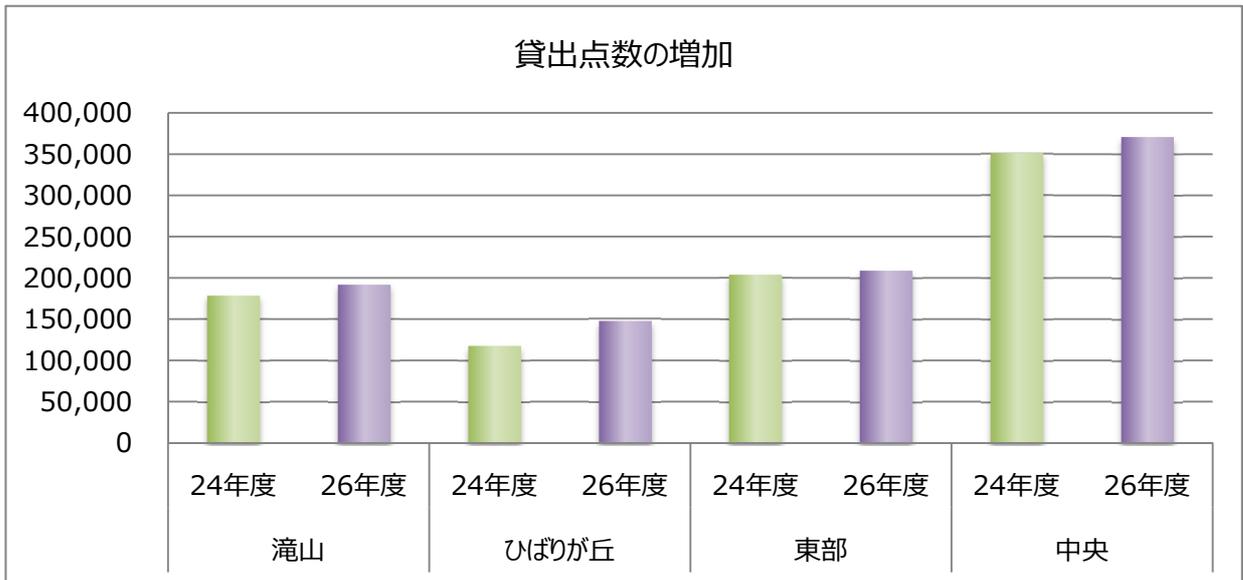
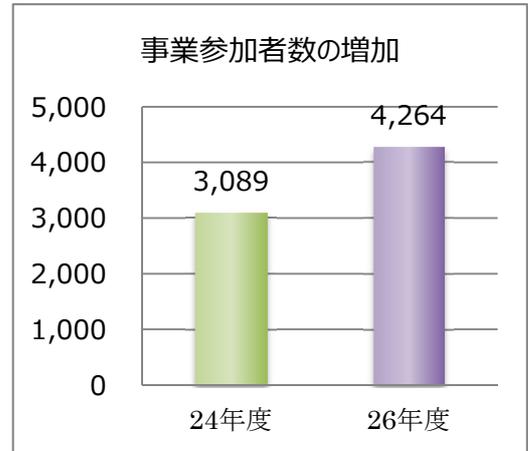
土日祝 午前 9 時から午後 8 時まで

（平成 24 年度午前 10 時から午後 5 時まで）

(2) 地区館への指定管理者導入によるサービスの向上

図書館専門業者の提案により地域に根ざした図書館運営を行う
 利用者の要望を受け、サービスや施設改善を行う

- ① 開館時間の拡大（前項参照）
- ② 新規事業の実施
 - ・ 3館すべてで東久留米に関する講座を実施
 - ・ 子育て支援講座や高齢者向け講座等、館ごとに地域の特色ある事業の実施
 - ・ 読書会・ぬいぐるみのおとまり会等の新規事業の実施（43の自主事業）
- ③ 館内環境の整備
 - ・ 書架の整頓と見出しの整備
 - ・ 筆談ボードや杖休め等、多様な利用者に配慮した対応
 - ・ 地域の特色に合わせたコーナーの設置等
- ④ 利用実績の増加



貸出実績の伸び 平成26年度実績

- 滝山 191,458点（平成24年度実績の107%）
- ひばりが丘 146,834点（平成24年度実績の125%）
- 東部 208,863点（平成24年度実績の103%）
- 中央 370,657点（平成24年度実績の106%）

⑤ 高い評価・利用者満足度

・利用者満足度評価（満足・やや満足の割合）

評価項目	平成 25 年度	平成 26 年度
朝の開館時間の延長	100%	100%
本の探しやすさ	83%	81%
スタッフの接遇	97%	99%
調べもの相談、資料案内	95%	96%
資料の充実	59%	62%

・東久留米市立図書館協議会による図書館事業評価

窓口での対応やサービスの改善、館ごとの地域に根ざした運営を高く評価

⑥ ボランティアとの協働事業の継続

市直営時の協働事業は継続され、順調に実施されている。子ども読書に関し、一部の館で滞りが見られた。

(3) 中央図書館の専門性の向上

図書館行政に責任ある体制をとる

選書、地域資料、高度情報提供などの専門業務を担う

① 地域資料関連事業の充実

- ・資料収集の強化
- ・市民団体との連携や外部事業参加

② レファレンスサービス・課題解決事業の拡充

③ 選書の専門性の向上

- ・主題別（4グループ）選定会議による専門的・課題別選書
- ・全館の調整をはかる選定会議

④ 第二次子ども読書活動推進計画の策定と子ども読書活動の推進

（平成 27 年度子ども読書活動優秀実践図書館として文部科学大臣表彰）

⑤ ハンディキャップサービス・多文化サービスの前進

⑥ 本の文化の交流をめざす新規事業の実施

⑦ 地区館から司書を集中することにより事業を拡充

平成 25 年度からの中央図書館の主な新規充実事業

地域資料関連事業

- 「語ろう！東久留米」事業の開始
- 地域資料の常設展示
- 地域活動団体と連携
- 川と湧水コーナーの設置

レファレンスサービス・課題解決

- 商用データベースの提供（法令データベース、新聞データベース、官報）
- 国立国会図書館デジタル化資料送信サービスの開始（平成26年度から）
- 国立国会図書館レファレンス共同データベースへの登録
- 利用者用インターネット端末の設置
- 多文化コーナーの拡充
- 学習室の常設化

選書の専門性の向上

- 主題別の選定会議

子ども読書活動の推進

- 「東久留米市第二次子ども読書活動推進計画」を策定
- 「パパ読」事業や「幼稚園・保育園訪問」
- 学校図書館運営協議会参画（学校図書館運営指針の策定）
- 科学の本の読み聞かせ事業の拡充（文部科学省の図書館実践事例集への掲載）

ハンディキャップサービス

- 音訳資料のデジタル化とボランティアの育成

本の文化の交流

- 「ひとハコ図書館」（国立国会図書館カレントアウェアネスへの掲載）

（４） 運営の効率化

アウトソーシングや電算システムの向上により業務の効率化を図る

① 運営方法変更による職員の削減

指定管理者導入による職員配置の変更（人）

	平成 24 年 4 月	平成 25 年 4 月	24⇒25 削減数
正規職員	20	10	▲10
再任用職員	4	1	▲3
図書館専門員	21	18	▲3

② 図書館システムの更新による貸出業務の自動化、予約業務の効率化

（平成 26 年度に図書館専門員 18 名⇒17 名、1 名を削減）

3. 図書館の現状と課題

(1) 利用について

<現状>

① 登録率（1年間に1点以上資料を借り出した市民の割合）

平成26年度は、6人に1人（登録率16.9%）で前年の19%より減少

東久留米市立図書館 館・年齢別 登録者数							
年齢別	中央	滝山	ひばり	東部	合計	人口	登録率
0～6	191	62	46	104	403	6,560	6.1%
7～12	1,066	628	275	521	2,490	5,870	42.4%
13～15	464	214	108	243	1,029	3,260	31.6%
16～18	270	129	59	135	593	3,392	17.5%
19～22	419	128	62	158	767	4,704	16.3%
23～30	490	159	62	167	878	9,058	9.7%
31～40	1,120	386	267	519	2,292	15,026	15.3%
41～50	1,500	577	310	611	2,998	18,260	16.4%
51～60	1,053	382	186	377	1,998	13,868	14.4%
61～70	1,431	806	281	386	2,904	15,702	18.5%
71～80	1,021	730	205	349	2,305	13,883	16.6%
81～90	324	254	122	141	841	6,067	13.9%
91～	133	33	17	22	205	844	24.3%
合計	9,482	4,488	2,000	3,733	19,703	116,494	16.9%

※平成27年1月1日現在人口

② 地区館における開館時間延長の効果の低さ（150%の時間増に対し、110%の貸出数増）

③ 中央図書館における館内利用の増加

（夏休み期間8月第1木曜日参考室・学習室利用状況）

	参考図書室	学習室	合計
平成25年8月1日（木）	46	35	81
平成27年8月6日（木）	37	69	106

④ 乳幼児対象事業への関心の高まり

乳幼児向け事業の実績(平成26年度 *については平成28年2月実施)

事業	ブックスタート	中央館ひよこタイム	パパ読講演会*
参加者数（年間）	908組	親子 333組	大人69人子ども55人

<課題>

- ・ 広い層への利用の拡大
- ・ 必要な人に届く広報
- ・ 開館時間の見直し
- ・ 閲覧席、学習室利用等ニーズに対応した施設利用の検討
- ・ 子育て世代向け事業の展開

(2) 図書館資料について

<現状>

① 蔵書数の不足

「資料」に対する低い満足度

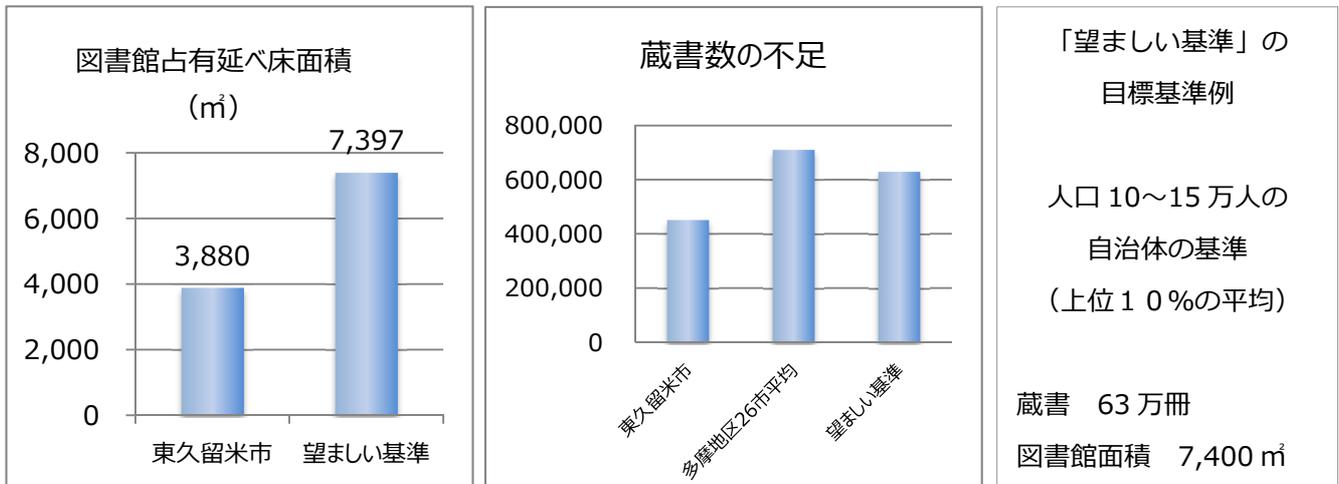
(平成 26 年度実施の満足度調査で中央 66%、地区館平均 62%が満足)

② 収容スペースの不足

中央図書館に書架を増設しているが、あと数万冊分の増設で限界

③ 地域資料の保存の必要性和歴史的公文書管理の検討

④ 資料の電子化の検討



図書館蔵書数の推移 (「社会教育のあらまし」)

年	蔵書数 (冊)	図書館施設の変動
昭和 54 (1979)	93,120	中央図書館開館
平成 1 (1989)	249,274	地区館 (滝山) 開館
平成 11 (1999)	360,592	地区館 3 館完成
平成 26 (2014)	457,353	現状

* 毎年 8,000~10,000 冊の増加が見込まれる

<課題>

- ・蔵書構成の点検
- ・蔵書の増加目標と収蔵計画の策定
- ・収容スペースの確保
- ・地域資料の収集と活用
- ・歴史的公文書保存についての研究
- ・市政情報の公開・保存とデータベース化の検討
- ・ICTを活用した情報提供や資料のデジタル化の検討



(3) 図書館施設について

<現状>

- ① 施設の老朽化
- ② 新たな需要（無線LAN、学習席、ユニバーサルデザイン等）
- ③ 集会施設を図書館事業で利用する必要性の増加
- ④ ボランティアの活動スペース拡充の必要性

<課題>

- ・新たな図書館ニーズに応える施設改修
- ・集会施設提供の見直し

(4) 職員について

<現状>

- ① 正規職員の司書職の減少（平成28年度末で定年退職）
- ② 開館時間の拡大に対応する職員配置の必要
- ③ 施設管理担当に専門職員の未配置
- ④ 図書館専門員（非常勤嘱託）の増加（導入から17年経過、現在は17名）

<課題>

- ・中央図書館・地区館ともに安定的な運営ができる職員体制の検討
- ・図書館事業を公共的な視点で運営でき、それを長期的に継続できる運営体制の検討
- ・民間事業者導入の検討
- ・図書館事業に必要な専門性の確保

(5) 市民協働について

<現状>

- ① 図書館によるボランティアの養成
- ② 図書館事業で活動する多数のボランティア

<課題>

- ・新たな市民協働の検討

活発なボランティア活動

- ・図書館では、広報の音訳をはじめとするハンディキャップサービスや子ども読書活動等、多くのボランティアが活動している。(平成27年度の活動者数約120名) 図書館はボランティアの養成を継続しているが、長く研鑽を積んだボランティアが担当する事業は行政だけでは成しえない豊かな内容となっている。
- ・また、地域資料展や「語ろう! 東久留米」事業などの地域資料関連事業では、多くの個人や団体と連携している。「ひとハコ図書館」には、27の団体と個人が参加し、市民と連携した図書館活動の蓄積を表している。

音訳ボランティア

- ・視覚障害者や病气療養者など活字資料での読書が困難な利用者のために、テキストの音訳(音声化)や対面朗読を行う。東久留米市では昭和55年に図書館がその養成を開始し、継続して研修や養成を行っている。

子ども読書活動のボランティア

- ・子どもたちに読書をすすめ、昔語り・絵本の読み聞かせ・紙芝居演示・科学ワークなどを行うボランティアで、図書館をはじめ、学校・保育所・幼稚園・児童館等で活動している。

(6) 経費について

<現状>

- ① 開館時間の延長やサービス拡大に伴う総コストの増加
- ② 指定管理者導入による人件費の縮減

<課題>

- ・開館時間の延長などサービスの拡充について、費用対効果の検証と見直し
- ・サービス提供についての市民理解

図書館運営費の推移(平成 24～26 年度の決算額 単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
A. 職員人件費 (正規職員)	149,452	83,404	66,783
B. 図書館管理費 運営費	152,998	283,834	266,549
C. 決算額 (A + B)	302,450	367,238	333,332
D. 臨時的支出 内容	26,098 電動書架工事 外壁補修工事設計 IC タグ貼付 科学コミュニケーション推進事業	59,474 図書館システム更新 書架増設 IC タグ貼付	33,871 外壁改修工事 受変電設備更新工事
サービスの変更 (コスト増要因)		図書館システムの向上 開館時間延長	図書館システムの向上 開館時間延長
E. ランニングコスト (C-D)	276,352 (うち指定管理料)	307,764 (104,294)	299,461 (108,906)

※図書館嘱託員報酬・臨時職員賃金は図書館運営費に含まれる。



[第2章 図書館の将来像と新たな運営]

1. 東久留米市の基本計画における図書館施策

東久留米市では、平成28年度より第4次長期総合計画後期基本計画（～平成32年度）がスタートする。また、平成27年度に市長は教育委員会との合意形成を行った上で「東久留米市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を定め、他方、教育委員会は「東久留米市教育振興基本計画」（平成26年度～30年度）を改訂した。加えて「東久留米市財政健全経営計画[実行プラン]」が策定されている。持続可能な市政運営は、地域の活性化を図り、まちの魅力を高めていく施策の基礎となるものである。図書館運営についても、こうした計画に沿って進める必要がある。

教育振興基本計画及び長期総合計画における4つの図書館施策

- ・ 資料提供と課題解決支援
- ・ 地域資料の収集・保存
- ・ 子ども読書活動の推進
- ・ 市民と協働した図書館運営

2. 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」

平成24年12月、文部科学大臣は、図書館法第7条の2の規定により「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（以下「望ましい基準」という）を告示した。図書館の運営方針や計画は、自治体が社会の変化や地域の実情に応じ住民の要望に配慮して定めるものであるが、「望ましい基準」は、その際の指針となるものである。

「望ましい基準」は、図書館法の改正を踏まえた図書館運営の基本を示すと同時に、社会の変化や新たな課題への対応の必要性から全面改正された。本市においても、子育て支援、健康や介護予防、厳しい経済状況を反映した自立支援や就業支援等、生涯学習の分野でも新たなニーズが生まれており、図書館運営方針や運営計画の検討にあたっては、「望ましい基準」が示す図書館に対するニーズや地域課題の複雑化・多様化に対する規定を参酌する必要がある。

(1) 「望ましい基準」が求める図書館サービスの努力規定

- ① 利用者の多様な資料要求に的確に応える貸出サービスの充実

② 情報サービス

- ア インターネットや商用データベース等を活用したレファレンスサービスを高度化
- イ 利用案内、テーマ別資料案内、資料検索システム供用等のサービスの充実
- ウ 利用者が外部情報にアクセスできる環境の提供や関係機関を紹介するサービスの実施

③ 地域の課題に対応したサービスの実施

住民の生活や仕事、地域の課題の解決に向けた活動を支援するためのサービス

- ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事に関する資料・情報の整備、提供
- イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続に関する資料・情報の整備、提供
- ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びその理解に必要な資料・情報の整備、提供

④ 多様な利用者に対応したサービスの充実

- ア 児童・青少年に対するサービス
- イ 高齢者に対するサービス
- ウ 障害者に対するサービス
- エ 乳幼児とその保護者に対するサービス
- オ 外国人等に対するサービス
- カ 図書館への来館が困難な者に対するサービス

⑤ 多様な学習機会の提供

- ア 住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催
- イ 関係機関と連携した学習機会の提供と学習施設、資料提供を通じた活動環境の整備
- ウ 住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会を提供

⑥ ボランティア活動等の推進

住民が学習の成果を活用する場の一つであるボランティア活動の機会や場所の提供、ボランティア活動に関する情報提供や研修実施

3. 新しい図書館の役割

東久留米市は市民の教養と文化の向上を図るため図書館法に基づき図書館を設置している。図書館は「地域を支える図書館」を基本理念に掲げ、資料や情報の提供と司書による情報サービス支援によって、市民一人ひとりと東久留米のまちを支える活動を展開している。また、市民が東久留米をよく知り、まちの歴史や文化を継承するために、東久留米に関する資料の収集・保存を図書館の重要な役割としている。

平成 27 年度に実施した図書館フェスや館内で募集した市民要望、図書館協議会における意見交換などでは、情報化が進み少子高齢化するまちの中で、人のふれあいと本や学習を通じた交流を求める声が多くあり、図書館の市民の交流と学び、文化拠点としての図書館の役割の重要性を再確認した。

図書館が市民の課題解決や生きがいの創出、さらには市政の課題に寄与できる可能性は高まっております。新たな事業展開が必要になっている。

図書館の現状と課題をふまえ、文部科学省による「望ましい基準」を参酌して図書館の役割と方向性を整理する。

(1) 市民の課題解決に役立つ図書館

- ・市民の生活上の課題解決への支援を行う。（仕事・創業、健康医療、介護、法律情報等の提供と司書による情報検索支援、イベント・セミナーの実施など）
- ・個人利用できる学習・ワーキング環境や通信環境の整備を行う。
- ・求職者のスキルアップなど、仕事や進路選択についての学び直しの機会を支援する。
- ・学習や生活にハンディキャップのある人、日本語が不自由な人の学習や読書を支援する。
- ・市内外で課題解決に取り組む個人や機関、団体などと連携する。

(2) 市政やまちづくりを支援する図書館

- ・まちの情報を収集し、市民が集える場所を提供して、情報と人をつなぐハブの役割をはたす。
- ・東久留米のまちの活力を生み出し価値を高める事業に寄与し、市民が暮らしやすいまちづくり（産業振興、環境、健康増進、多文化共生、男女共同参画、障害者の共生など）に寄与するために、資料提供と情報支援を行う。
- ・市政情報の提供の体制を整え、市民が利用できる資料を備え、行政資料のデータベース化を進める。
- ・市の施策を推進するため所管課への資料提供と情報支援を行う。また、市各所管事業との連携を行う。

(3) 文化拠点としての図書館

- ・流通にのらない資料や市内の出版物等を含め広く資料の収集を行う。
- ・「ひとハコ図書館」や市民の出版物の交流・販売を行う図書館マルシェなどのイベントを開催し、読書と活字文化に親しむ事業を行う。
- ・地域で行われる本や読書に関する活動（「まちライブラリー」や読書イベント等）と連携した活動を行う。

- ・資料収集と文化事業を通して、市民共有の知的財産として図書館の蔵書を構築し、広い意味で学術や文化の創造に寄与する活動を行う。

(4) 東久留米の歴史と文化を継承する図書館

- ・現時点で1万点に近い東久留米に関わる資料を収集してきたこれまでの成果を継続し、さらに東久留米市史の近代編纂やまちの歴史保存に寄与する事業を行う。
- ・「語ろう！東久留米」事業をはじめ、地域の歴史や文化に関わる市民活動や関係機関と連携した事業を発展させる。
- ・情報収集力や調査能力を生かし、東久留米について調査し、情報を発信していく。
- ・歴史的公文書保存について、資料管理のノウハウを生かして協力していく。

(5) 子ども読書活動の中軸となる図書館

- ・「第二次東久留米市子ども読書活動推進計画」で提案されている市民協働の推進組織「子ども読書応援団」による事業を発展させる。図書館は活動の担い手を養成し、将来的には市民グループによる自立した活動と共働する形をめざしていく。
- ・学校教育を支援し、すべての学習の基礎となる言語活動（読解力・情報整理能力・表現力など）の基盤となる読書や学習に寄与する活動を行う。
- ・特別な支援が必要な子どもや日本語が十分でない環境にある子どもの読書と学習を支援する。
- ・図書館司書の専門性を生かし、学校図書館整備や学校図書館活動を支援する。

(6) 出会いと交流の場としての図書館

- ・まちの主役である市民が、図書館でくつろぎ交流することができ、学習や情報収集を行えるよう、人と情報の交流の場として整備する。
- ・図書館活動を支えるために、市民がサービスを受けるだけでなく、ともに図書館をつくるパートナーとして主体的に参加し、さらには自らまちの課題を解決できるような機会や場づくりを行う。

4. 図書館運営についての提案

現下の厳しい財政事情の下、市民生活に必要な図書館サービスを安定して行うために、運営方法について検討してきた。運営方法の提案にあたり、現行業務を、①市が行う必要のある業務、②市が行うことに効果がある業務、③民間事業者が行うことに効果がある業務、④市民協働を志向していく業務に振り分け検討を行った。

その上で、平成 25 年度からの地区館での指定管理者（民間事業者）の管理状況をも踏まえ、図書館運営に対する市の責任を担保しつつ、民間事業者を導入する方策について検討を行った。

（1）市の果たすべき責任

＜市が行う必要がある業務＞

東久留米市立図書館は、図書館法に基づき市が設置した公立図書館である。よって、以下の業務は市が責任を持って行う必要がある。

① 教育・文化行政、図書館全体のマネジメントに関わる決定

- ・教育・文化施策の立案
- ・図書館運営方針の決定
- ・市議会や教育委員会への報告
- ・図書館事業の点検評価と監査
- ・選書基準・除籍基準の策定
- ・指定管理者の監理
- ・図書館システムの決定

② 市政情報提供

- ・市政情報提供、収集・保存
- ・歴史的公文書の保存、市史編纂への関与（現在庁内で検討中）
- ・地域資料に関する業務

＜市が行うことに効果のある業務＞

市と民間事業者といずれもが行うことができると考えられる業務がある中で、市が行うことが効果のある業務は以下のとおりである。

- ① 資料の購入の決定（公金の適正支出を担保するため）
- ② ハンディキャップサービス（民間事業者よりも市にノウハウの蓄積があるため）
- ③ 参考図書室の運営（地域資料に関する業務が中心のため）

(2) 民間活力の導入

地区館に導入された指定管理者は、順調に事業を引き継ぎ、利用を伸ばし、地域に合わせた蔵書とサービスの充実を図っている。地域住民や地域の団体・活動との連携も芽生えており、今後更なる成果が期待できる。

これらを踏まえば、中央図書館にも民間活力を導入することは望ましい。ただし、中央図書館と地区館の果たすべき役割を考えると、民間事業者へ移行する業務の範囲は十分な検討が必要になる。民間活力の導入には複数の手法があり、指定管理者と業務委託の長所と短所を見極め検討していく必要がある。両者とも一長一短があり、どちらを採用するかについて、今後、さらに検討する必要がある。

業務委託の範囲（中央図書館に導入する場合）

業務委託 マネジメントを含む施設管理全般、返却・書庫出納・貸出・案内・書架整理・蔵書点検等の定型業務を委託する。

日々の業務確認を市職員が行う。

指定管理者 館長を含む図書館業務全般、選書・除籍の実務を含み、事業計画、図書館運営全体を指定管理者が行う。（市が行う業務・市が行う必要のある業務を除く）

市は外部評価も含め監理を行う。

<業務委託の長所>

- ・市が一貫して図書館運営に責任を持てる。
- ・資料収集（選書・除籍）について、マネジメントと実施者が一体のため、市が一貫して運用でき、利用実態を方針や基準に反映させられる。
- ・利用者やボランティアとの関係の蓄積を生かし、市民協働を発展させられる。
- ・市職員が専門業務の監理・監督を継続して行うことで、市職員の図書館担当者の人材育成が行える。
- ・毎年、状況に合わせて委託業務の内容を変更し、段階的な委託化も可能となる。指定管理者に比べ、短い準備期間で導入できる。

<業務委託の短所>

- ・市が指定する定型的な業務を行うため、想定する以上の効果は無い。
- ・正規職員の司書職が退職する中で、委託する図書館業務を監理する市職員を配置する必要がある。
- ・委託業務を明確化し、偽装請負としない運用が必要となる。
- ・仕様に応じた業務完了確認が必要となり、相応の事務量が発生する。

<指定管理者の長所>

- ・事業者の新たな提案で事業が展開できる。競争により、より高い提案を受けることができる。
- ・地域に根ざした運営や、利用者の希望に即応できる柔軟な運営が期待できる。
- ・複数の自治体の実績があれば、マーケティング、手法、人材育成等が効果的に行える。
- ・図書館の管理運営や職員配置を一任できる。
- ・行政が事業を行っていないため、運営に対する評価や監理を市民視点で行うことができる。

<指定管理者の短所>

- ・市の関与が希薄になり、現場の課題やニーズ、市の方針や計画など、双方が理解・情報共有するのに時間がかかる。
- ・資料収集（選書・除籍）に係る市の方針・基準を十分に理解してもらう必要がある。
- ・市民協働の関係構築に時間がかかる。
- ・指定管理者の管理・監督には高い能力が必要であり、外部評価や透明性の高い運用が必要であり、相応の事務量が発生する。
- ・事業を一任することで、市の図書館運営のノウハウが失われる。

(3) 市民協働

本市においては、現在、音訳や子ども読書活動等でボランティアが活動し、図書館事業へ参画している実績があり成果を上げている。図書館と市民の協働を継続し、図書館は市民の要望を把握し、市民側も市の実情を含め図書館を理解するといった相互理解を進めて、このまちにふさわしい、市民の要望にかなう図書館の運営を行う。今後はこれまでの人的財産を大事にしながらボランティアの育成を継続する。

(4) 市職員の配置

市職員の配置はつねに適正化を図るとともに、市の責任を果たすために、必要な人材を配置し管理職を含む組織を継続する必要がある。

今後、正規職員の司書職が退職するため、一般事務職員の中から司書有資格者や図書館勤務経験のある者を適正配置し、市が行う管理業務を行っていくこととなる。指定管理者など民間事業者へ大きな事業移行を行う場合においても、事業者を管理監督する市職員には相応の判断と能力が必要であり、その育成を継続しなければならない。

今後の中央図書館の職員配置については、業務内容に応じて見直すこととなるが、市が担う専門業務については専門職員の配置を継続する必要がある。また、生涯学習課など、関連業務を行う部署との連携や組織整備について検討を要すると考えられる。

(5) 費用対効果の検証による事業の精査

変化する社会の要請に応じて新たな図書館サービスの向上を図りながら、図書館事業にかかる経費については、総コストを抑制する必要がある。したがって費用対効果の低いサービスは精査し、必要な新規事業に取り組む方向で事業計画を構築する。

また、民間事業者の導入についても費用対効果の高い手法を選ぶ必要がある。

参考資料 1

「図書館のあり方検討委員会報告」（平成 24 年 2 月）の方向性の進捗状況

第 1 次報告で示した取り組み	報告における提案内容	進捗状況 ○…達成 △…進行中 ×…未実施	成果	新たな課題等
市民ニーズに合ったサービスの向上	開館時間の延長	○	全館で延長	費用対効果の検証
	インターネット利用環境	○	中央館に 3 台	公衆無線 LAN は未設置
	学習スペースの拡充	○	学習室利用時間拡大	高い要望、時間拡大
	データベース改善	○	システム更新	
	ホームページの充実	○		情報の充実
	その他の取り組み		自動貸出導入 予約受け取り自動化 ブックディテクション システム導入 貸出冊数増 宅配の拡充	返却の自動化 無人受け取り ゲートの活用（統計等） 増加に対応する体制
資料・蔵書の充実	書架の増設による蔵書増	○	中央館で増設	施設の限界 望ましい冊数には不足
	地域資料の収集・保存	○	資料数の増加 川と湧水コーナー設置	
	行政資料の提供と保存	△		市政情報コーナーの データベース化
	市史編纂支援	×		総務課、生涯学習課と 連携、検討
	商用データベースの提供	○	中央館で導入 (3 種、端末 1 台)	提供資料の拡大
	高度な情報提供	○	国会図書館デジタル化 資料提供（中央館）	職員の育成 活用支援事業の実施
	資料のデジタル化	×		方向性の検討
	選書の中央一元化	○	専門性を高める部門選 定	電子書籍の検討
すべての市民に学習機会を提供	ハンディキャップサービスの拡充	○	音訳者の養成	ノウハウの継承と公共性を担保する体制 中央館録音室の設置

すべての市民に 学習機会を提供	多文化サービスの充実	○	利用者の範囲の拡大 日本語教室でのPR 書架の拡充	
	第二次子ども読書活動推進計画の策定	○	H26.4 計画策定 優秀実践図書館として 文部科学大臣表彰	第三次計画の策定
	学校との連携	○	学校図書館運営連絡協議会への参画	
	市の関連機関や市民活動との連携	○	男女平等推進センターと連携事業、図書データベース一元化	市政情報コーナー・郷土資料室資料のデータベース化
交流の場としての 図書館	地区館は身近な業務に特化	○	指定管理者による地域ニーズにあう選書 自主事業の充実	中央館における地区館と同様な業務の運営方法の検討
	本や情報を核とした人の 出会い・交流の場	△	図書館フェス開催 展示や事業等で市民と連携 「語ろう！東久留米」 事業開始 地区館の自主事業開催	ICT 利用等の新規事業の実施 継続して出版
	施設改善	△	順次改修実施	民間ノウハウの活用 目的に応じた施設整備 改修と長寿命化
	集会室の運用の変更	△	学習室拡大 ボランティアルームの設置	集会室貸出事業の見直し
図書館運営への市民 参加	市民協働の運営体制	△	図書館協議会による評価の実施と公開 満足度調査や利用者懇談会実施	市民との合意形成 図書館パートナーの育成
効率的な運営	人件費の精査と適正配置	○	指定管理者導入による 人員削減	実行プランに基づく検討
			自動化による省力化	市業務の範囲と組織・人員の検討

参考資料 2 第二次東久留米市立図書館のあり方に関する検討委員会設置要綱

東久留米市教育委員会訓令乙第20号

平成26年11月27日

(設置)

第1 東久留米市教育振興基本計画の策定を受け、今後の中長期的な図書館事業のあり方を検討することにより、市の生涯学習社会の構築に寄与するため、図書館のあり方に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を教育長に報告する。

- (1) 図書館のサービスに関すること。
- (2) 図書館の運営に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3 委員会の委員は、別表のとおりとする。

(委員の任期)

第4 委員の任期は、第2の規定による報告が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は教育部長を、副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総轄する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会の招集は、委員長が行う。

- 2 議長は、委員長が務める。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 議事は、出席議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決定する。
- 5 委員会は、必要に応じて、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7 委員会に事務局を置き、教育委員会教育部図書館が事務を処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

付 則

(施行月日)

- 1 この訓令は、平成26年11月27日から施行する。
- 2 この訓令は、第2の規定による報告終了の翌日をもって、その効力を失う。

別表（第3関係）

職	名
企画経営室企画調整課長	
企画経営室行政管理課長	
教育委員会教育部長	
教育委員会教育部総務課長 (平成27年4月1日より 教育委員会教育部教育総務課長)	
教育委員会教育部指導室長	
教育委員会教育部生涯学習課長	
教育委員会教育部図書館長	